

産 政 ー 1 8 6 1
令和 3 年 1 2 月 2 4 日

各商工会議所会頭
秋田県商工会連合会会長 様
秋田県中小企業団体中央会会長

秋田県産業労働部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の周知について（依頼）

県政の推進については、日頃格別の御厚情を賜りお礼申し上げます。

さて、12月23日に開催された第31回秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添「感染警戒レベル等について」のとおり、県の感染警戒レベル「2」を維持するとともに、県外との往来に当たっての注意点や基本的な感染対策の徹底などについて、引き続き県民の皆様にご要請することとしております。

つきましては、貴団体会員の皆様等にご周知いただきますとともに、引き続き感染症拡大防止に対し、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

(担当) 産業政策課企画班 甲谷 電 話 : 018-860-2214 F A X : 018-860-3887
--

感染警戒レベル等について

令和3年12月23日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現在の状況

- ・ 全国の新規感染者数は、昨年の夏以降で最も低い水準で推移しているものの、今週先週比が1を超える週が続いており、増加傾向となっている。
- ・ 新たな変異株「オミクロン株」については、感染性・伝播性の高さ、再感染のリスク、ワクチンや治療薬の効果への影響などが懸念されている。国内でも市中感染が確認されたところであり、感染拡大が危惧される状況である。
- ・ 県内においては、新規感染者が確認されない日が連続するなど感染状況は落ち着いているが、これから年末年始を迎えるにあたり、帰省や旅行などによる人流の増加や忘年会などの恒例行事における接触機会の増加により、感染リスクが高まるおそれがある。

2 県の感染警戒レベルの維持

上記1を踏まえ、引き続き感染拡大に警戒が必要な状況であることから、県の感染警戒レベル「2」を維持する。

3 県民への要請内容

(1) 県外との往来

- ① 県外との往来は、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底した上で、感染に十分注意しながら行うこと。
ただし、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。
- ② 往来に当たっては、訪問先や出発地の感染状況を踏まえて判断するとともに、混雑した場所など感染リスクの高い場所をできるだけ避けること。

(2) 感染リスクの回避

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、参加人数に応じた席の配置や換気の徹底など感染リスクの回避に留意すること。
- ② イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底すること。

(3) ワクチン接種後の感染防止対策

ワクチンを2回接種した後も、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、(2)記載のとおり、感染リスクが高まる行動を控えること。